

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 24（情）第 76 号）

第 1 審査会の結論

広島県監査委員（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不開示と決定した処分は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 5 月 14 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、（1）広島県経営革新計画サポート支援事業についての監査結果についての 3－（3）において確認した原始資料の写し、（2）広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）8 ページ 3－（2）において確認した見積書の写し及び（3）同じく 8 ページ 3－（3）において支払いを確認した原始資料の写しの開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、（1）「広島県職員措置請求に係る監査の結果」（平成 24 年 3 月 12 日請求書受付分）第 3 の 3（3）における確認内容の根拠となる資料の写し、（2）「広島県職員措置請求に係る監査の結果」（平成 24 年 3 月 19 日請求書受付分）第 3 の 3（2）における確認内容の根拠となる見積書の写し及び（3）「広島県職員措置請求に係る監査の結果」（平成 24 年 3 月 19 日請求書受付分）第 3 の 3（3）において支払事実を確認した根拠となる資料の写しを、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定の上、条例第 10 条第 6 号及び同条第 7 号に該当するとして不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 5 月 23 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 6 月 8 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

なお、異議申立書について、行政不服審査法第 48 条で準用する第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する記載事項に不備があることから、実施機関が異議申立人に対して補正を求めたところ、平成 24 年 6 月 25 日に異議申立人から補正書の提出がなされた。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）平成 14 年地方自治法等の一部を改正する法律案に対する衆議院総務委員会

の附帯決議は、「違法な行為に対する事前・事後のチェック機能の充実等を図り、住民に信頼される地方自治行政の実現に努めるものとする。」としており、これは、行政の透明性を高めるために、行政は、多くの資料を用意し、住民に公開できるものは公開しなさいという意味だと考えるが、この度の決定は、この附帯決議に反するものである。

- (2) 広島県は、受託事業者から資料の報告を受けることが広島県緊急雇用対策事業（広島県経営革新計画サポート支援事業）業務委託契約第9条及び第20条に明示されており、同様に広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）業務委託契約第11条及び第21条にも明示されている。

広島県は、業務委託契約に基づき受託事業者に対し資料の提出を求めることができるのであるから、広島県監査委員は、広島県に対して資料を提出させることが可能であった。それにも関わらず、直接、受託事業者である民間企業から資料を入手したのは、民間企業から任意に提供を受けたものだと、公開しないためのよう思える。

- (3) そもそも国民の税金を支出する事業を行う事業者は、その事業内容及び支出内容を公開されることを承知して契約を行っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の対象となる行政文書について

本件処分の対象となる行政文書（以下「対象文書」という。）は、平成24年3月12日付け及び同月19日付けで当監査委員が受け付けた住民監査請求に關して、当監査委員が民間企業2社を対象に行った関係人調査において取得した資料である。

2 対象文書を取得した関係人調査について

関係人調査については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第8項に規定されている。

この関係人調査については、関係人が監査委員の求めに応じない場合についての罰則規定などはなく、関係人がその対応を拒否した場合、監査委員は調査を強制的に行うことや関係人に書類の提供などを強制することはできないとされ、関係人調査はあくまで関係人の任意の協力の下に実施される。

したがって、本件関係人調査においても、当監査委員は関係人となる民間企業2社に対し調査への協力を要請し、関係人がこれに応諾することにより調査を実施している。

また、当監査委員は、関係人調査において事実関係を確認した証拠として関係人に資料の提出を依頼しているが、調査の実施に当たり、当監査委員と関係人は、関係人から提出された資料は、監査の目的以外には一切使用することなく、また公にもしないことで互いに了承している。

なお、本件関係人調査の相手方は民間企業であり、調査で確認した資料の多くは当該企業の事業情報や取引情報が含まれている。このため、関係人に対する資料の提出依頼は、当監査委員が調査で確認した事実を証するすべての資料の写しを求めるのではなく、当該資料の中から確認事実の一例を証するものの提出を依頼するにとどめるなど、最小限とするよう努めた。

3 条例第 10 条第 6 号に定める不開示情報の該当性

本件において対象文書を開示した場合、当監査委員が行う県の機関以外の者を対象とした関係人調査において、関係人が当監査委員からの協力要請に応じて提出した資料が後の開示請求によって公になるという認識を与えることになる。

また、開示された資料内容により、当監査委員が行う関係人調査では、具体的にどのような資料の提示・提出が求められるのか、調査範囲としてどこまで詳細な調査が行われるのかといった関係人調査の内容が公になる。

本件のように関係人が民間企業の場合、関係人は、監査委員の監査業務に協力することで、企業秘密として保護されるべき自己の事業情報や取引情報が公表され、これにより、関係人の事業活動のみならず、関係人の取引先企業の事業活動にも支障が出るおそれが生じることになる。また、関係人と競争関係にある他の企業が関係人の内部情報を知り得ることも想定される。

こうした場合、関係人調査は法的強制力を持たない調査であることから、今後、関係人となる者から当該調査への協力が得られなくなったり、又は調査への協力が消極的となり、例えば、少しでも内部情報に係るものはその提示を拒否されたり、また、事前に監査委員に提示する情報と提示しない情報を選別されたりすることは十分に予想される。このため、当監査委員が、今後、関係人調査を実施する際に、十分な情報の収集及び円滑な調査の実施が困難になるおそれがあり、これにより監査業務における正確な事実の把握及び違法又は不当な行為の発見が困難になり、適正な監査執行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

本件のように、県が締結した業務委託契約において、当該契約の受託者から提出された実績報告書の内容が適正かどうかを確認するためには、当該受託者に対して関係人調査を実施することが極めて有効な監査手法となる。しかし、この関係人調査において相手方の協力が十分得られないことになれば、監査委員は県の機関からの説明を聴取する以外に事実を把握する方法はなく、監査請求人ひいては県民の期待に十分応えられる監査を実施することは困難になると言わざるを得ない。

以上のことから、本件関係人調査で取得した対象文書は、条例第 10 条第 6 号に定める不開示情報に該当すると言える。

4 条例第 10 条第 7 号に定める不開示情報の該当性

本件において、対象文書が同号に定める「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」に該当するかについて、当監査委員は関係人に対し、関係人調査の実施に当たり、関係人から提出された資料は、監査の目的以外には一切使用することなく、公にしないことを口頭で申し入れ、関係人はこれに合意の上、資料を提出している。したがって、対象文書は、公にしないことを条件に提出された情報であり、この合意については、本件開示請求に対する関係人の意見からも明らかである。

また、この関係人調査は、法第 199 条第 8 項に規定されるものであるが、法的強制力を持たない調査である。関係人が拒んだ場合、監査委員はこれを強制することはできない。したがって、対象文書は、関係人の任意の協力の下に提出されたものと言える。

これらのことから、対象文書は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」に該当すると言える。

次に、対象文書が同号に定める不開示情報に該当するためには、公にしないとの条件を付することが合理的であると認められることが必要である。このことについて、本件関係人調査の相手方は民間企業であり、調査で確認した資料の多くは関係人の事業情報や取引情報が含まれていること、また、関係人調査において関係人の協力を得て情報を収集するためには、監査委員と関係人との間で信頼関係の構築が求められることを踏まえれば、関係人調査において関係人から提出された資料について、監査の目的以外には一切使用することなく、また、公にしないとの条件を付けることは合理的であると言える。

また、当監査委員では、本件異議申立てを受け、対象文書を提出した関係人2社に対し意見を求めて開示の可否について再検討を行っている。この際、関係人から提出された意見書の内容は次のとおりであり、関係人は関係人調査において提出した資料を公にすることに反対しており、現在もその考えに変更はない。

(関係人の意見)

	〇〇〇〇〇	△△△△△
意見	非公開を前提として資料を提供したものであり、公開を是としない。	対象文書の内容全部について、公開されることに反対する。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 提供した資料には、自社の取引情報、事業運営のノウハウ、企業秘密に係る情報、社外秘扱いの文書が含まれている。 内容を公開した場合、自社の企業活動に影響があるほか、取引関係にある企業にも迷惑を掛ける可能性を危惧する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象文書には、取引先企業の料金、契約諸条件、業務内容、銀行口座に関する情報や個人情報が記載されている。 取引先企業及び自社の事業で、競争上で不利益が生じる。また、取引先企業の秘密を保持する必要がある。

なお、条例第10条第7号ただし書は、同号本文にいう任意に提供された情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危害等が現に生じているか又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は不開示情報から除くとしているが、本件の対象文書はこれに該当しない。

以上のことから、対象文書は、条例第10条第7号に定める不開示情報に該当すると言える。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成24年3月12日付け及び同月19日付けの2件の住民監査請求に関して、実施機関が、請求内容となっている業務委託契約における受託者である民間企業2社を対象に行った関係人調査において、民間企業2社から取得した以下の資料の写しである。

- (1) 「広島県職員措置請求に係る監査の結果」(平成 24 年 3 月 12 日請求書受付分)における, 広告費に計上された社内広告システム経費について, 実施機関が事実関係を確認した資料の写し
- (2) 「広島県職員措置請求に係る監査の結果」(平成 24 年 3 月 19 日請求書受付分)における, 再委託先事業者を支払った研修謝金の単価について, 実施機関が確認した見積書の写し
- (3) 「広島県職員措置請求に係る監査の結果」(平成 24 年 3 月 19 日請求書受付分)における, 就業体験先企業への O J T 研修費について, 実施機関が支払事実を確認した資料の写し

2 条例第 10 条第 6 号(行政執行情報)及び同条第 7 号(任意に提供された情報)該当性について

- (1) 実施機関は, 本件対象文書について公にしないことを条件に関係人から任意に提供されたものであり, 公にすることとなると関係人の協力が十分得られなくなり, 今後の適正な監査執行に支障を及ぼすおそれがあることから, 条例第 10 条第 6 号及び同条第 7 号に該当すると主張する。
- (2) 条例第 10 条第 6 号は, 県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から, 県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり, 公にすることにより, その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であるため, 各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって, 公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを同号イからホにおいて例示的に掲げているが, 同号イでは, 「監査, 検査, 取締り, 許可, 認可, 徴税又は試験に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報を不開示とすることとしている。

また, 「当該事務又は事業」には, 監査, 検査, 試験等のように同種の事務又は事業が反復継続される場合の将来の同種の事務又は事業も含まれると解される。

- (3) 一方, 条例第 10 条第 7 号は, 実施機関の要請を受けて, 公にしないとの条件で任意に提供された情報について, 法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを, 不開示とすることを定めたものである。ただし, このような情報であっても, 人の生命, 身体, 財産等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報については開示することとしている。
- (4) 本件対象文書は, 実施機関である監査委員が, 住民監査請求に係る関係人調査において民間企業 2 社から取得した資料の写しである。

監査委員の関係人に対する調査権については, 法第 199 条第 8 項に規定されているが, 監査委員の調査を拒否した場合の罰則はなく, あくまで関

係人の理解と協力の下に行われるものである。

また、実施機関は、関係人調査において事実関係を確認した証拠として関係人に資料の提出を依頼しているが、実施機関は関係人に、調査の実施に当たり、関係人から提出された資料は、監査の目的以外には一切使用することなく、また、公にしないことを申し入れ、関係人はこれに合意の上、本件対象文書を提出したとのことである。

地方公共団体の職員等の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的とする住民監査請求制度は、その性質上、関係人等の協力を得ながら幅広く資料を収集することが必要であること、さらに、本件関係人調査は、相手方が民間企業であり、調査で確認した資料には、関係人の事業情報等が含まれていることを考慮すると、実施機関が公にしないとの条件を付して資料の提供を求めたことは合理的であると認められる。

また、本件対象文書は、人の生命、身体、財産等を保護するため公にすることが必要である情報に該当するとは認められない。

以上のことから、本件対象文書は、条例第 10 条第 7 号に該当すると認められる。

- (5) また、こうした任意に提供された資料が開示されることとなると、関係人との信頼関係が著しく損なわれるだけでなく、今後、関係人の実施機関への資料提供が慎重になり、あるいは、関係人の協力を得ることが困難になることが想定される。

そのような事態になれば、同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難となるだけにとどまらず、違法又は不当な行為の発見も困難となり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件対象文書は、条例第 10 条第 6 号にも該当すると認められる。

- (6) したがって、実施機関が本件対象文書を不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 7. 11	・ 諮問を受けた。
24. 7. 20	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 8. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 8. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 9. 19	・ 異議申立人から意見書を収受した。
24. 9. 25	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 12. 25 (平成 24 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 1. 22 (平成 24 年度第 10 回第 1 部会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 2. 18 (平成 24 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授